

特定非営利活動法人 難民支援協会
2009年度 会計収支計算書

2009年7月1日から2010年6月30日まで

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収入の部			
1 会費収入		852,000	
2 一般寄附金収入*1		19,105,539	
3 特定目的寄附金収入*1		44,223,671	
4 現物寄附収入*2		1,637,384	
5 活動収入*3		7,557,717	
6 補助金収入*4		9,046,150	
7 助成金収入*5		20,270,000	
8 活動委託金収入*6		4,374,762	
9 受取利息等		50,477	
当期収入合計			107,117,700
II 経常支出の部			
1 事業費		89,408,843	
支援事業			
(1) 難民、難民申請者への適切な情報提供と助言	30,016,660		
(2) 困窮している難民、難民申請者への緊急人道支援	29,330,890		
(3) 難民、難民申請者及びそのコミュニティへの自立支援	943,890		
渉外			
(5) 難民保護に関する調査、研究及び政策提言	10,250,971		
(6) 関連機関との難民保護及びプロテクションに関する経験交流と事業実施における協力	5,283,505		
広報・マーケティング			
(8) 難民支援に関する機関紙の発行並びに講演会、報告会及び文化事業等を通じての広報	13,582,927		
2 運営費		8,285,419	
3 法人税等		90,300	
経常支出合計			97,784,562
経常収支差額			9,333,138
III その他資金収入の部			0
IV その他資金支出の部			404,842
棚卸資産増加額	404,842		
当期収支差額			8,928,296
V 正味財産増加の部			9,333,138
当期収支差額	8,928,296		
棚卸資産増加額	404,842		
VI 正味財産減少の部			0
当期正味財産増加額			9,333,138
前期繰越正味財産額			49,988,871
期末正味財産額合計			59,322,009

注: 寄付金収入は個人の支援者及び下記の団体からの5万円以上の寄附金(*1)と現物寄付(*2)、難民支援緊急キャンペーンへの寄付(*3)が含まれております(50音順)。

(*1) 犬養道子基金、NPO法人エキスパートチャリティアソシエーション、NTTコミュニケーションズ株式会社、クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業、KDDI株式会社、宗教法人孝道山本仏殿、ゴールドマン・サックス証券株式会社、The Japan Times読者募金委員会、真如苑、大和ハウス工業株式会社、寺ネット・サンガ、難民支援基金、日本アムウェイ合同会社、株式会社ブリヂストン、ブリヂストンちょぼ募金、財団法人毎日新聞東京社会事業団、連合 愛のカンパ

(*2) 現物寄付: 株式会社ニトリ、日本航空、末日聖徒イエス・キリスト教会

(*3) 幼きイエス会 二番町修道院、幼き聖マリア修道会、カトリック赤堤教会、カトリック松戸教会、在日米国商工会議所、人類愛善会、宗教法人聖心会、世界宗教者平和会議(WCRP)日本委員会、徳田カトリック教会、難民支援基金、日蓮宗国際協力基金、日本アムウェイ合同会社、日本カトリック司教協議会カリタスジャパン、ノートルダム・ド・ヴィ、マリアの宣教者 フランシスコ修道会、連合 雇用と就労・自立支援カンパ

注: 活動収入には以下の団体からの収入が含まれています。

株式会社毎日新聞社

注: 補助金は下記の団体から寄せられています。

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)

注: 助成金には下記の団体からの助成金・協力が含まれております(50音順)。

公益財団法人大阪コミュニティ財団、公益信託オラクル有志の会、国際交流基金日米センター、新宿区、真如苑、トヨタ財団、日本福音ルーテル社団、ファイザー株式会社、三菱財団、株式会社ラッシュジャパン、立正佼成会一食平和基金

注: 活動委託金は下記の団体から寄せられています(50音順)。

外務省、社団法人青年海外協力協会

特定非営利活動法人 難民支援協会
2009年度財産目録

2010年6月30日現在

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金	216,341	
ゆうちょ銀行普通預金(東京貯金事務センター)	2,084,335	
ゆうちょ銀行定期預金(東京貯金事務センター)	2,008,000	
ゆうちょ銀行振替口座(東京貯金事務センター)	3,924,204	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	8,821,892	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	0	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	0	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	9,005,676	
みずほ銀行飯田橋支店定期預金	14,069,342	
三菱東京UFJ銀行飯田橋支店普通預金	1,495,914	
三菱東京UFJ銀行三軒茶屋支店普通預金	427,549	
三菱東京UFJ銀行三軒茶屋支店普通預金	0	
三井住友銀行飯田橋支店普通預金	2,994,331	
三井住友銀行飯田橋支店普通預金	0	
三井住友銀行飯田橋支店定期預金	11,556,002	
東京東信用金庫四谷支店普通預金	1,184,051	
棚卸資産		
商品(書籍・ポストカード等)	463,642	
その他流動資産		
未収金(寄付等)	614,583	
立替金(職員雇用保険料等)	149,254	
前渡金(次年度出張費用等)	427,612	
前払費用(建物保険料)	15,757	
流動資産合計		59,458,485
2. 固定資産		
無形固定資産		
電話加入権(1999年11月16日取得)	77,924	
電話加入権(2006年9月13日取得)	6,500	
投資その他		
敷金	982,800	
固定資産合計		1,067,224
資産合計		<u>60,525,709</u>
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	603,445	
未払法人税等	90,300	
預り金(源泉所得税・住民税・社会保険料)	314,955	
前受金(受講料)	195,000	
流動負債合計		1,203,700
負債合計		<u>1,203,700</u>
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	49,988,871	
当期正味財産増加額	9,333,138	
正味財産合計		<u>59,322,009</u>
負債および正味財産の合計		<u>60,525,709</u>

2009年度貸借対照表

2010年6月30日現在

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金	216,341	
普通預金	29,937,952	
定期預金	27,633,344	
商品	463,642	
未収金等	1,207,206	
流動資産合計		59,458,485
2. 固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	84,424	
投資その他		
敷金	982,800	
固定資産合計		1,067,224
資産合計		<u>60,525,709</u>
II 負債の部		
流動負債		
未払金等	693,745	
前受金	195,000	
預り金	314,955	
流動負債合計		1,203,700
負債合計		<u>1,203,700</u>
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	49,988,871	
当期正味財産増加額	9,333,138	
正味財産合計		<u>59,322,009</u>
負債および正味財産の合計		<u>60,525,709</u>

注記

1. 重要な会計方針

- (1)商品の評価基準及び評価方法について
最終仕入原価法を採用しております。
- (2)消費税等について
消費税及び地方消費税処理は税込方式によっております。
- (3)資金の範囲について
資金の範囲には現金預金・未収金等・未払金等・前受金・預り金を含めております。

2. 次期繰越収支差額の内容は次の通りです。

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	計
現金預金	57,787,637	57,787,637
未収金等	1,207,206	1,207,206
計	58,994,843	58,994,843
未払金等	693,745	693,745
前受金等	195,000	195,000
預り金	314,955	314,955
計	1,203,700	1,203,700
次期繰越収支差額	57,791,143	57,791,143

3. 2010年6月末現在のコピー機リース料の残高が420,210円となっております。

独立監査人の監査報告書

平成22年8月24日

特定非営利活動法人 難民支援協会

代表理事 中村 義幸 殿

監査法人 エムエムピージー・エーマック

代表社員

公認会計士

業務執行社員

戎井重樹



当監査法人は、特定非営利活動法人 難民支援協会の平成21年7月1日から平成22年6月30日までの2009年度の下記の計算書類について監査を行った。

記

1. 特定非営利活動に係る事業の会計収支計算書、貸借対照表及び財産目録

この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、特定非営利活動法人 難民支援協会の2009年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

特定非営利活動法人 難民支援協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上